

付録 9. 特定の教育プログラムが学内施設等を利用する際の支援について

特定の教育プログラムが学内施設等を利用する際の支援について (案)

1. 目的

本学で実施される特定の教育プログラムに対し、学内施設等の利用に係る使用料・光熱水料その他の経費を免除し、円滑なプログラムの実施を全学的に支援する。

2. 支援対象とする教育プログラム

| 事業名 | 個別プログラム名称 | 実施主体部局 |
|-------------------|--|------------|
| グローバル人材育成推進事業 | 国際的視野を持ったアグリバイオリーダーの育成プログラム | 農学部 |
| 博士課程教育リーディングプログラム | 分子システムデバイス国際研究リーダー養成および国際教育研究拠点形成 | 工学府 |
| | グリーンアジア国際戦略プログラム | 総合理工学府 |
| 大学の世界展開力強化事業 | エネルギー環境理工学グローバル人材育成のための大学院協働教育プログラム | 総合理工学府 |
| | 地球資源工学グローバル人材養成のための学部・大学院ビルドアップ協働教育プログラム | 工学部 工学府 |
| | スパイラル型協働教育モデル：リーガルマインドによる普遍性と多様性の均衡を目指して | 法学部 法学府 |

3. 具体的な支援内容

(1) 学内施設等の一時使用に対する支援

教育プログラムの実施主体部局が、1週間を超えない期間の範囲内で、当該教育プログラムに関する教育及びシンポジウム等により、学内共通利用施設（九州大学学内共通利用施設規則で規定する建物の目的に教育に関する内容が含まれている施設に限る。）及び学内施設のホール・会議室・セミナー室等を一時使用する場合は、実施主体部局の長から次の対象施設の管理責任者等に使用料及び光熱水料等の免除の申し出を行うことができる。

当該管理責任者等は、対象施設の使用を許可し、実施主体部局の長から使用料及び光熱水料の免除の申し出があった場合には、これを免除するものとし、免除に伴う経費の負担は全学的に支援する。

| 施設区分 | 対象施設名称 |
|----------|---|
| 学内施設 | 創立五十周年記念講堂、国際ホール、西新プラザ、医学部百年講堂、稲盛財団記念館、九重研修所（山の家）、九州地区国立大学九重共同研修所 |
| 学内共通利用施設 | 産学連携棟Ⅰ「アントレプレナーシップ・センター」、学際教育・研究交流棟「リセウム悠遠」、産学連携棟Ⅱ「創造パビリオン」、総合研究棟（筑紫地区）、伊都キャンパス全学共用スペース、大橋サテライト |

(2) 学内共通利用施設に係る共通部分の年間使用に対する支援

教育プログラムの実施主体部局が、当該教育プログラムに関する教育を行うため、次に掲げる学内共通利用施設の共通部分の使用を希望する場合は、実施主体部局の長から管理責任者等に共通部分に係る使用料の免除の申し出を行うことができる。

当該管理責任者等は、対象施設の使用を許可し、実施主体部局の長から使用料の免除を申し出があった場合には、これを免除するものとし、免除に伴う経費の負担は全学的に支援する。

対象施設は、次のとおりとする。

- ・産学連携棟 I 「アントレプレナーシップ・センター」
- ・学際教育・研究交流棟「リセウム悠遠」

(3) スクールバス等の利用に対する支援

教育プログラムの実施主体部局が、当該教育プログラムに関する教育を行うため、各キャンパス間の移動又はキャンパス外の施設への移動にスクールバスの使用を希望する場合は、最優先で使用できるものとする。

なお、スクールバスの運行スケジュール等の都合により、外部からバスをチャーターする必要が生じた場合は、当該バスの運行に要する経費は、全学的に支援する。